

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 ······ 取得原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） ······ 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～38 年

工作物 10 年～20 年

物品 4 年～ 8 年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理及び資金運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当する事項はありません。

3 重要な後発事象

該当する事項はありません。

4 偶発債務

該当する事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計を対象としています。

② 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

一般会計等と普通会計に差異はありません。

③ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 財務書類の表示金額単位

記載金額は円単位で表示しています。

⑤ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

該当する事項はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く）	△ 3,989 千円
<u>投資活動収支（基金積立金支出及び取崩収入を除く）</u>	△ 1,661,635 千円
基礎的財政収支	△ 1,665,624 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	3,164,668 千円	3,145,266 千円
繰越金に伴う差額	△ 14,802 千円	20,000 千円
資金収支計算書	3,149,866 千円	3,165,266 千円

繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	△5,466 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	811,115 千円
減価償却費	△ 42,377 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△ 97 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	0 千円
資産除売却損益（損）	△390 千円
純資産変動計算書の本年度増減額	762,785 千円

④ 一時借入金の状況

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,500,000 千円
一時借入金に係る利子額	0 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額はありません。